

令和6年神審第2号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上田容之出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年8月6日15時41分

和歌山県和歌山下津港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 3.6トン

登 録 長 9.78メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 169キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、左舷側にGPSプロッター兼魚群探知機、機関遠隔操縦ハンドルをそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和5年8月6日06時00分和歌山下津港の係留地を発し、和歌山県地ノ島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時00分目的の釣り場に到着し、移動しながら遊漁を行い、地ノ島南方沖合で遊漁を終え、15時15分同沖合の釣り場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、3海里レンジとしたGPSプロッターを作動させ、釣り客4人を操舵室外後方の椅子に座らせて自らは舵輪後方の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、15時22分僅か前和歌山本港沖南防波堤灯台（以下「南防波堤灯台」という。）から308.5度（真方位、以下同じ。）4.5海里的の地点で、針路を127度に定め、12.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、15時39分半僅か前南防波堤灯台から316度1,580メートルの地点に達したとき、和歌山青岸北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）南方沖合100メートルないし150メートルの地点に向かうこととし、左舵約7度として左回頭を開始した。

左回頭を開始したとき、a受審人は、釣り客から予約日の出航の有無に関する電話を着信したので、右手で舵輪を持ち、左手で左大腿部に置いたスマートフォンを操作して気象情報を調べていたところ、無意識のうちに左舵を大きく取ったことから、予定よりも大きく左回頭

しながら和歌山下津港の和歌山北港護岸（以下「北港護岸」という。）に向かって接近する状況であったが、スマートフォンを操作することに気をとられ、目視により北防波堤灯台との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、スマートフォンを操作しながら続航し、15時41分僅か前船首至近に北港護岸を認め、急いで右舵をとったのち、全速力後進としたものの、及ばず、15時41分南防波堤灯台から337.5度1,360メートルの地点において、Aは、船首が063度を向き、7.0ノットの速力となったとき、同護岸南面の消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の西南西風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、船首部船底外板に破口を生じたが、のち修理され、釣り客2人が頭部挫創、頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚げは、和歌山下津港において、同港の係留地に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、北港護岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、和歌山下津港において、同港の係留地に向けて帰航する場合、北港護岸に向かって接近することのないよう、目視により北防波堤灯台との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、スマートフォンを操作することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、北港護岸に向かって接近する状況に気付かないまま進行し、同護岸南面

の消波ブロックへの乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、釣り客2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年11月21日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 大 北 直 明

審判官 前 田 昭 広

審判官 阪 本 義 治